

議案第 1 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

行政不服審査法の全部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(関市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 関市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年関市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 固定資産の表示及び価格

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、「書面を」の次に「正本に」を加え、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第5条の見出し中「受理及び却下」を「調査等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の規定による」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条の規定による却下をした場合においては、その旨を審査申出人に通知しなければならない。

第5条第4項を次のように改める。

4 委員会は、審査申出書が提出されたときは、前項の場合を除き、市長にこれを通知しなければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(関市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 関市職員の退職手当に関する条例（昭和31年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(関市公文書公開条例の一部改正)

第3条 関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「の決定」を「に関する手続」に改め、同条中「よる決定」の次に「又は第7条の規定による請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改め、「認めるとき」の次に「又は不服申立ての全部を認容し、公開決定をするとき」を加え、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第12条第4項中「2年」を「3年」に改める。

(関市個人情報保護条例の一部改正)

第4条 関市個人情報保護条例（平成9年関市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第29条の見出し中「の決定」を「に関する手続」に改め、同条中「よる決定」の次に「又は開示等の請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改め、「認めるとき」の次に「又は不服申立ての全部を認容し、開示決定をするとき」を加え、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第30条第4項中「2年」を「3年」に改める。

(関市手数料徴収条例の一部改正)

第5条 関市手数料徴収条例（平成12年関市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「により市が徴収する手数料」を「に基づく手数料及び行政不服審査法（平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づく手数料の徴収」に改める。

第2条第2項第5号中「市長」の次に「（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき審理員（同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあつては、審査庁。他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関）」を加える。

別表10の部の次に次の部を加える。

11 行政不服審査法（以下この部において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付	提出書類等の写し等の交付手数料	日本工業規格A列3番（以下「A3」という。）まで片面1枚（白黒刷り）につき	10円
			日本工業規格B列4番（以下「B4」とい	50円

			う。)まで片面1枚(カラー刷り)につき	
			A3片面1枚(カラー刷り)につき	80円
	2 法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	主張書面等の写し等の交付手数料	A3まで片面1枚(白黒刷り)につき	10円
			B4まで片面1枚(カラー刷り)につき	50円
			A3片面1枚(カラー刷り)につき	80円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の関市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第5条第2項、第3項及び第4項、第6条第2項及び第4項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定

資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

- 3 第3条の規定による改正後の関市公文書公開条例第11条の規定は、施行日以後にされた関市公文書公開条例第8条第1項の規定による決定（以下この項において「決定」という。）又は同条例第7条の規定による請求（以下この項において「請求」という。）に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 4 第4条の規定による改正後の関市個人情報保護条例第29条の規定は、施行日以後にされた関市個人情報保護条例第25条第1項の規定による決定（以下「決定」という。）又は同条例第15条に規定する開示の請求（以下「開示請求」という。）、同条例第20条に規定する訂正の請求（以下「訂正請求」という。）若しくは同条例第22条に規定する利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）に係る不作為に係る不服申立てについては適用し、施行日前にされた決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。